

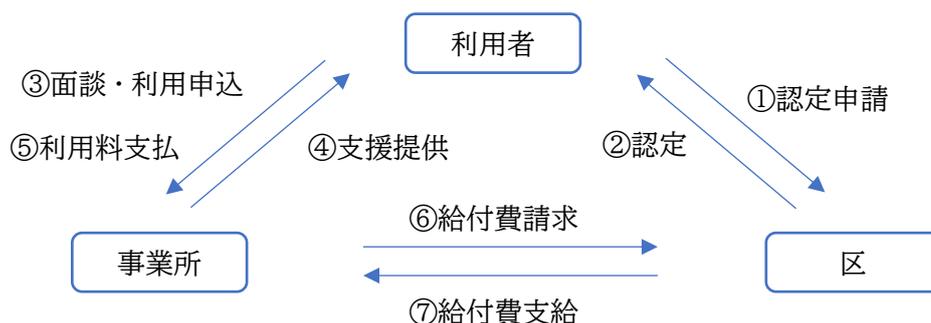
乳児等通園支援事業の実施について

1 実施概要

令和8年4月より、以下のとおり乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

対象児童	保育所等（※）に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童 ※保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設
利用限度	児童1人につき、月10時間まで（翌月以降に繰越不可）
利用料金	1時間300円（昼食代、おやつ代等は別途）※減免制度あり
実施施設	○認可保育所 7施設 東上野乳児保育園、共生保育園、康保会乳児保育所、アスクくらまえ保育園、アスクりゅうほく保育園、スターキッズ保育園、ソラスト竜泉保育園 ○認定こども園 2施設 はぐはぐキッズこども園東上野、忍岡こども園 ○地域型保育事業 6施設 ウィズブック保育園入谷、はぐはぐキッズ浅草橋アネックス、ふたみ家庭保育室、KAYOこども室、つぼみ保育室、家庭的保育室ふわふわ
実施方式	余裕活用型（空き定員を活用した受け入れ）
利用方式	事業所により異なる（定期利用もしくは柔軟利用または両方の組合せ）
利用日時	事業所により異なる（事業所の実情に応じて予約可能枠を設定）
認定申請	電子申請（LOGOフォーム）
利用申込	こども誰でも通園制度総合支援システム ※制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、国が構築したシステム。事業者は予約可能枠の登録や利用実績管理、利用者は事業所検索や事前面談・利用の予約等が可能。
事前面談	事業所ごとに初回利用前に実施

<利用の流れ>



2 東京都台東区立保育所条例の一部改正について

東上野乳児保育園での事業実施に伴い、以下の改正を行う。

- (1) 東上野乳児保育園及び指定管理者の業務に乳児等通園支援事業を加える。
(第4条の2及び第9条関係)
- (2) 乳児等通園支援事業の実施時間及び利用料金の規定を加える。
(第6条及び第11条関係)

3 予算額 (案)

歳入 18,162千円

歳出 21,001千円

4 今後の予定

委員会報告後

令和8年 3月

3月下旬

4月

区民周知開始

認定申請受付開始

事前面談・利用予約受付開始

改正後の条例施行

事業実施

第30号議案 東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(乳児等通園支援事業)</u> <u>第4条の2 東京都台東区立東上野乳児保育園</u> <u>においては、法第39条第1項の規定による保</u> <u>育を行うほか、法第6条の3第23項に規定す</u> <u>る乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支</u> <u>援事業」という。）を行う。</u></p> <p>(開所時間等) 第6条 (略) 2及び3 (略) <u>4 乳児等通園支援事業の実施時間は、別に定め</u> <u>る。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務) 第9条 (略) (1) (略) <u>(2) 幼児教育事業の実施に関すること（認定</u> <u>こども園に限る。）。</u> <u>(3) 乳児等通園支援事業の実施に関するこ</u> <u>と（東京都台東区立東上野乳児保育園に限</u> <u>る。）。</u> (4)～(7) (略)</p> <p>(利用料金) 第11条 (略) <u>2 指定管理者は、乳児等通園支援事業（指定管</u> <u>理者が行う場合に限る。）について利用時間1</u> <u>時間当たり300円の範囲内において利用料</u> <u>金を定め、これを指定管理者の収入として收受</u> <u>することができる。</u> <u>3 指定管理者は、前2項の利用料金を定め、又</u> <u>は改定しようとするときは、区長の承認を得な</u> <u>ければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(開所時間等) 第6条 (略) 2及び3 (略) (新設)</p> <p>(指定管理者が行う業務) 第9条 (略) (1) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(利用料金) 第11条 (略) (新設)</p> <p><u>2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は</u> <u>改定しようとするときは、区長の承認を得な</u> <u>ければならない。</u></p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。